

# 入 札 説 明 書

( 一 般 競 争 入 札 )

## 案 件 名

福岡県教育文化奨学財団奨学金等  
貸付金債権回収業務委託契約

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

令和2年2月19日

# 入札説明書項目

- 1 入札手続きについて
- 2 入札参加者心得
- 3 入札参加申請書
- 4 業務履行証明書
- 5 委任状及び作成例
- 6 入札書及び記入例
- 7 仕様書
- 8 契約書（案）及び個人情報取扱特記事項
- 9 誓約書
- 10 入札日程表

# 入札手続きについて

入札に参加する方は下記事項を熟知のうえ入札してください。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、令和2年3月4日（水曜日）午前11時00分までに書面（FAX可）にて下記2（1）に掲げる者に説明を求めることができます。

入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 1 入札参加申請について

入札参加条件は公告に記載しています。

入札に参加を希望する方は、別紙「入札参加申請書」を令和2年3月16日（月曜日）午後3時00分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ提出してください。提出がない場合は、入札には参加できません。

併せて、プライバシーマーク登録証（写し）及び業務履行証明書を提出してください。

なお、郵送の場合は、書留郵便で送付してください。

## 2 入札について

### （1）提出場所

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 福岡支所  
〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県教育庁内  
電話番号 092-641-7326（直通）  
電話番号 092-651-1111（内線5501）  
FAX番号 092-641-7530

### （2）入札書提出期限

令和2年3月25日（水曜日）午後4時00分

### （3）注意事項

ア 入札に参加する方は、入札書（別紙様式）を直接又は郵送（書留郵便に限る。入札書提出期限内必着）により、下記のとおり提出してください。

電話、電報、テレックス、ファクシミリその他の方法による入札は認めません。

イ 委託料は、契約期間における委託対象債権に係る返還金額に、入札書に記載された「委託料率」を乗じた金額に対し100分の110を乗じて得た金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、このことを考慮した「率」を入札書に記載してください。なお、記載する数値は小数点以下第二位までとします。

ウ 入札書は、直接に提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「3月26日開封〈福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託契約〉入札書在中」と朱書きしてください。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「3月26日開封〈福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託契約〉入札書在中」と朱書きしてください。

エ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

- (4) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

### 3 開札

#### (1) 日時

令和2年3月26日(木曜日) 午後2時00分

#### (2) 場所 福岡県教育庁 4階 教育庁第一会議室

#### (3) 開札に立ち会うことを認められる者

開札は、本人又は委任状が提出されている場合はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行います。

- (4) 当日は、名刺を持参し、提出してください。忘れていて本人であることの確認ができない場合は開札に立ち会えないことがあります。

#### (5) 落札者の決定方法

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された「委託料率」が、予定価格(率)の範囲内で最も低い率をもって申し込みをしたものを契約の相手方とします。

#### (6) 落札者がいない場合

開札をした場合において、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行います。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあって、そのすべての同意が得られればその場で再度入札を行います。

再度入札においても落札者がいない場合は、再度入札した者のうち、最低の割合で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

～入札までの流れ(補足説明)～

○ 入札説明会は行いません。入札説明書の熟読をお願いします。

○ 入札書の日付と入札書の記名について

- ・ 入札書の日付は、提出期限である3月25日又はそれ以前の日付となり、開札日の3月26日ではありませんので注意してください。

- ・ 入札書の記名・押印は、入札書を提出した日までに委任状が提出されているときは委任された人の名前とその人の印鑑（私印）になります。
- ・ 入札書を提出した日までに委任状を提出していない場合は、代表者の名前と代表者印になります。

○ 入札等に関する質問及び回答について

委託内容に関する質問は、3月4日（水曜日）午前11時00分までに公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所へ必ず書面で行ってください。（FAX可）

回答は3月9日（月曜日）午後4時までに行います。

なお、入札方法等に関する一般的な質問は、電話でも構いません。

○ 入札書の書き方について

- ・ 記入例を参考に、「委託料率」を小数点以下第二位まで記入してください。ただし、契約内容には仕様書に書かれている全ての実施内容を含みます。

○ 再度入札について

- ・ 1回目の入札で落札者が無く、その場に入札者全員が立ち会っており、かつ全員の同意が得られれば、その場で2回目の入札を行うこともあります。なるべくそのときの準備もお願いします。もしその場で全員の同意が得られない場合は、数日後にあらためて2回目の入札を行います。

ただし、いずれの場合も1回目の入札で有効な入札書を提出した方だけが2回目の入札に参加できますのでご注意ください。

# 入札参加者心得

入札（見積）に当たっては、下記事項に十分留意してください。

- 1 入札に関する事項を十分理解し、すべてを了知した上で入札すること。
- 2 上記の入札に関する事項とは、入札説明書、仕様書、契約書案及び見本並びに係員が説明する入札に関する諸事項をいうものであること。
- 3 上記入札事項について、不明な点、疑問な点、その他理解できない点があった場合は、入札説明書で定める期限までに問い合わせること。
- 4 開札（入札）中は、一切の発言を認めないので静粛にすること。
- 5 入札に参加する者は、入札について談合又は何等の協議もしてはならない。
- 6 財団に提出した入札書は、書換えたり、撤回することができないので、誤算や、違算又は、見込み違い等のないように十分注意すること。
- 7 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された「委託料率」が、予定価格（率）の範囲内で最も低い率をもって申し込みをしたものを契約の相手方とする。  
委託料は、契約期間における委託対象債権に係る返還金額に、入札書に記載された「委託料率」を乗じた金額に対し100分の110を乗じて得た金額とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、このことを考慮した「率」を入札書に記載すること。なお、記載する数値は小数点以下第二位までとする。  
また、率はアラビア数字で記入すること。
- 8 次の入札書は無効となるものであること。なお、無効入札をした者は、2回目の入札に参加することはできない。
  - (1) 入札金額（率）の記載がないもの。または、入札金額（率）を訂正した入札。
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札。
  - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札。
  - (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札。
  - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しないとき。
  - (6) 金額（率）の重複記載、誤字又は脱字により、必要事項を確認できない入札。
  - (7) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。
  - (8) 入札書の日付のないもの、または日付に記載誤りがある入札。
- 9 入札は、本人又は代理人によって行われることとなるが、代理人の場合は、委任状を入札前に提出し、その確認を受けた後に入札に参加すること。  
また入札書に押印する印鑑は、委任状に押印した代理人の印鑑(私印)を押印すること。
- 10 入札は、第一回で落札者が決定しない場合は、再度の入札を行うことがあること。このとき第二回目の入札に参加する意思のないときは入札書に辞退の旨を記入し係員に提出すること。
- 11 入札にあたり不正な行為が行われたと認められるに足る事実が判明した場合は、退場を命じること、又は、入札を中止することもあること。
- 12 入札は、財団の予定価格（率）の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするが、当該契約の確定は、財団が提出した契約書に双方がともに押印したときであること。
- 13 落札者は、直ちに財団の指示に従い契約確定のための事務手続きを進めることについて協力すること。
- 14 落札者が契約を締結しないときは、次の最低価格（率）入札者に意思の確認を行ったうえで、見積書を徴し、契約の相手方を決定することがある。
- 15 入札書は、財団の定める様式によるものとし、あらかじめ用意しておくこと。

## 入札参加申請書

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

事業所住所

事業者名

実印

下記入札案件に参加したく申請いたします。

## 記

入札案件名	福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託契約
債権管理回収業に関する特別措置法上の債権回収会社であるか	法務大臣許可番号 第 号
プライバシーマークを取得しているか（※1）	取得している ・ 取得していない
（入札参加申請締切日において） 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立の有無	有 ・ 無
（入札参加申請締切日において） 国、都道府県及び市町村より指名停止期間中であるか	期間中である ・ 期間中でない
過去2年間に地方公共団体、国（独立行政法人等を含む。）、公益財団法人と複数回、同規模の契約を履行した実績があるか（※2）	実績がある ・ 実績がない

※ プライバシーマーク登録証（写し）及び過去2年間に地方公共団体、国（独立行政法人等を含む。）、公益財団法人と複数回（2回以上）、同規模の契約を履行した実績を証明する履行証明書を添付してください。

担当者名	電話番号	FAX番号
E-mail		

上記連絡先は、入札参加確認通知書の送付、入札に関する質問への回答等に使用します。

# 業務履行証明書

契約年月日	契約完了日	業務内容 (契約名称)	委託債権額	回収金額	成功報酬率	手数料 (円、税込)
契約期間						
～						
～						

※単価契約でない場合は、単価の記載は不要。

住所

会社名

代表者名

上記契約内容のとおり誠実に履行されたことを証明します。

令和 年 月 日

証明者名

印



# 委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

○印

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

○印

(委任事項)

福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託契約に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 契約に関する事務

## 委任状作成例(名簿登載者から入札担当者への委任状)

### 委 任 状

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

(委任者)

住 所

会社名

氏 名

代表者印→ ○印

下記の者を代理人（入札担当者）と定め、次の事項を委任します。

記

代理人（入札担当者）氏名

代理人の私印→ ○印

(シャチハタ印は不可)

(委任事項)

福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託契約に係る以下の事務

- 1 入札及び見積に関する事務
- 2 契約に関する事務

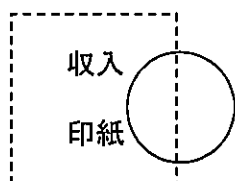
- 1 代表者が、入札を代理人（入札担当者）に行わせるときに提出する書類です。入札前までに提出してください。
- 2 委任者の欄には代表者名を記載し、委任者の○印は、代表者印（代表取締役印等）を、必ず押してください。
- 3 代理人（入札担当者）氏名の後の○印には、代理人（入札担当者）が入札時に使用する印鑑を必ず押してください。



- 6 私は、前項の規定により福岡県教育文化奨学財団が契約を解除することができるときにおいて、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県教育文化奨学財団の指定する期間内に福岡県教育文化奨学財団に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県教育文化奨学財団が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県教育文化奨学財団に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県教育文化奨学財団が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県教育文化奨学財団に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として財団に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者を、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に避難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

令和 年 月 日



契約者  
住所  
氏名

印

- 備考 1 入札（見積）金額については、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税及び地方消費税の額は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

入札書（見積書）（請書）

記入例

No. \_\_\_\_\_

履行期限	令和 3 年 3 月 31 日	履行場所	(公財)福岡県教育文化奨学財団
品名	規格	入札額（委託料率）	摘要
福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務	仕様書のとおり	〇〇. 〇〇 %  (小数点以下第二位まで記入すること)	

委託料は契約期間における委託対象債権に係る返還金額に「委託料率」を乗じた金額に対し、100分の110を乗じて得た金額とするので、このことを考慮した「委託料率」を入札すること。（各金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）

上記のとおり入札（見積）いたします。

入札書提出日

令和 2 年 〇月 〇〇日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

住所

〇〇市〇〇〇町〇〇〇丁目〇  
〇〇〇〇〇〇株式会社

氏名

代表取締役 〇〇 〇〇  
代理人 〇〇 〇〇

代理人  
印

1 契約内容、履行期限及び履行場所

2 契約金額 円

これより下は記入しないこと。

(うち取引に係る消費税)

3 私の責任において契約を解除されたときは、違約金として契約金額の100分の10の金額を納入します。なお、この場合、別途損害賠償の請求をされても異議はありません。

4 私の責任において、履行期限までに履行を終わらなかったときは遅滞損害金として遅延日数に応じ1年につき、未納部分の代金の2.7パーセントの金額を納入します。

5 私は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めません。

(1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為（私を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第49条に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。

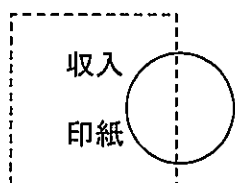
(2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第62条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業員が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

- 6 私は、前項の規定により福岡県教育文化奨学財団が契約を解除することができるときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、契約金額の100分の20に相当する金額を賠償金として福岡県教育文化奨学財団の指定する期間内に福岡県教育文化奨学財団に支払います。契約の履行が完了した後も同様とします。ただし、福岡県教育文化奨学財団が支払う必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- 7 私は、福岡県教育文化奨学財団に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福岡県教育文化奨学財団が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。
- 8 私が次の各号のいずれかに該当する旨、警察本部から福岡県教育文化奨学財団に対し通知があったときは、この契約を解除されても異議ありません。この場合において、解除により私に損害があっても、福岡県教育文化奨学財団にその損害の賠償を求めず、かつ、違約金として財団に契約金額の100分の10の金額を納入します。
- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
  - (2) 役員等（個人である場合におけるその者を、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
  - (3) 構成員等であることを知りながら、これを雇用し、又は使用しているとき。
  - (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのもと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき（事実を知らずに契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など適切な是正措置を行わないときを含む。）。
  - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
  - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
  - (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
  - (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に避難される関係を有しているとき（暴力的組織又は構成員等と飲食、遊技等を共にすること、暴力的組織又は構成員等が主催するパーティーその他の会合に出席すること等）。
- 9 前項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団理事長 殿

令和 年 月 日



契約者  
住所  
氏名

印

- 備考 1 入札（見積）金額については、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入すること。
- 2 契約金額は、入札書（見積書）に記載された金額に当該金額の10%に相当する金額を加算した金額（1円未満切捨て）を記入すること。
- 3 取引に係る消費税額欄は、課税事業者のみ記入することとし、金額は、契約金額に110分の10を乗じて得た額（1円未満切捨て）を内数で記入すること。
- 4 軽減税率対象品目については、備考1中「110分の100」とあるのは「108分の100」と、備考2中「10%」とあるのは「8%」と、備考3中「110分の10」とあるのは「108分の8」と読み替えるものとする。

## 福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託仕様書

本書は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託について、仕様を定めるものであり、以下本文中「公益財団法人福岡県教育文化奨学財団」を発注者、「受託者」を受注者という。

### I 委託する業務

#### 1 債権管理回収業務

(1) 発注者が受注者へ委託する債権は、次に掲げる奨学金に係る債権とする。

- ①公益財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金
- ②公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校奨学金
- ③公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校入学支度金
- ④公益財団法人福岡県教育文化奨学財団高等学校等奨学金

ア 上記に係る債権のうち、発注者が回収委託することが適当と判断した債権。

- ・対象債権：原則として債務名義取得後、概ね1年以上未返還のもの
- ・委託対象滞納債権数（見込）：約1,000件
- ・委託対象金額（見込）：約550,000千円
- ・契約期間における見込回収率：5%

イ 委託期間中において、随時、委託する債権を追加する場合、又は個別に委託を解除する場合がある。

(2) 受注者が実施する主な業務は、次のとおりとする。

- ①債務者ごとの回収方針の策定
- ②返還（納入）の督促

受注者は、債務者等に対し、必要に応じ文書、電話、訪問、その他の方法により、返還の履行を求め、履行の誓約を受けた場合は、その履行状況について管理を行うこと。

受託債権の一括返還が困難である債務者等については、債務者等の資力に応じた分割による返還も可能とする。

ただし、受注者は、債務者等から求められない限り、午後9時から翌朝午前8時までの間は、電話、ファクシミリ、訪問等による督促を行わないこと。

- ③連絡先・居住先不明の債務者等の調査

上記②の際、もしくは他の方法により、債務者等の連絡先・居住先を調査すること。また、必要に応じて住民票等の取得を行う。

- ④受託債権の収納

債務者等から回収する受託債権の収納方法は、次のとおりとするが、原則、アの方法による収納とする。

- ア 受注者の収納先（受注者名義の銀行口座等）による収納
- イ 発注者の収納先（発注者名義の銀行口座等）による収納

#### ⑤ 収納金の保管

受注者は、収納した受託債権を発注者の指定した口座へ振込むまでの間、金融機関への預金（決済用預金とする。）、その他誠実な方法により保管しなければならない。

#### ⑥ 収納金の受け渡し

ア 受注者は一月毎に収納した受託債権を、翌月10営業日までに、発注者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。この場合の振込手数料は受注者の負担とする。

また、受注者は上記振込みを行った際は、直ちに、発注者と受注者が協議で定める受託回収金払込内訳の報告書を発注者に送付しなければならない。

イ 債務者等が（2）の④の方法により、発注者又は受注者に支払いをした場合には、発注者又は受注者はお互いに対して、取得した収納情報をお互いに通知するものとする。なお、お互いの通知の頻度及び方法については、契約締結後に発注者と受注者が協議のうえ定めることとする。

ウ イの場合、委託日以降に債務者等が受託債権を支払った場合は、この委託契約に基づく本件業務の成果とみなす。

## 2 返還金回収にかかる報告業務

### （1）月次報告

① 受注者は、毎月の業務の進捗状況などに関する次の項目について、翌月10営業日までに報告する。また、発注者の要請により、債務者の個別状況を報告する。

ア 回収結果

イ 債務者等に対する督促の実施実績

ウ 債務者等との交渉等履歴

エ 受託債権について今後の見通し

オ その他必要な事項（異業種の回収スキーム紹介等業界に関する情報提供等を含む。）

② 上記報告以外に発注者が追加的な報告・意見を求めた場合は、受注者は誠意をもって回答すること。

### （2）随時報告

受注者は、以下の事実が判明した場合には、速やかに発注者へ報告するとともに、協議すること。

ア 債務者に破産（弁護士等介入を含む。）、死亡等重大な変化があった場合。

イ 債務者が高度障がい者であることを認知した場合。

ウ その他債権管理回収業務に重大な影響を及ぼし、又はその恐れがある場合。



## II その他

### 1 業務従事者の配置

受注者は、本業務委託の実施にあたり、必要十分な専門知識と経験を有する者を業務従事者として配置すること。

### 2 窓口担当者の届出

受注者は、本業務委託の実施にあたり、発注者との連絡窓口となる担当者を配置すること。

連絡窓口担当者は、本業務にかかる従事者、進捗状況、問題点などを常に把握し、発注者から業務の実施状況等の問い合わせがあったときには、速やかに返答を行うこと。

### 3 留意すべき事項

#### (1) 守秘義務

業務に関して知り得た一切の情報について、第三者に開示漏えいしてはならない。

#### (2) 再委託の禁止

業務の実施にあたり、書面による発注者の承諾がある場合を除き、再委託は認めない。

#### (3) 苦情処理

委託業務に関する苦情は、受注者において対応しなければならない。

#### (4) 法令遵守

受注者は、良識ある行動と善良なる態度で業務を実施するとともに、債権回収業に関する特別措置法、弁護士法、貸金業法、県条例等を遵守すること。

#### (5) 安全確保及び損害賠償

受注者は、安全の確保に万全を期すること。

業務の実施にあたり、受注者が損害を受けても、発注者は保証しないこと。

受注者は、債務者、第三者に損害を与えないよう注意すること。

受注者の故意又は過失により、債務者又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告するとともに、受注者がその損害を賠償すること。

#### (6) 書類の保管

法令に基づき、関係書類の整理に努め、適切に保管すること。

#### (7) 検査

発注者は、委託業務の履行状況を確認するため、いつでも立入検査を行うことができる。

発注者は、委託業務終了後速やかに完了検査を実施する。

#### (8) 契約解除の要件

契約書上に定めることとする。(法務大臣の許可を取り消された場合等)

(9) その他

- ① 契約締結後、作業の詳細については発注者と打ち合わせをすること。
- ② 本仕様書に定めのない事項又は不明な点がある場合は、その都度、発注者と協議すること。
- ③ 本業務の終了年においては、契約期間満了時の混乱が起きないように、発注者とよく協議し、調整を行うこと。

## 福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託に係る契約書（案）

### （総則）

第1条 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団（以下「発注者」という。）と  
（以下「受注者」という。）との間に、福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金回収に関する業務について、次の条項のとおり委託契約を締結する。

### （委託する業務）

第2条 発注者は、受注者に対し、福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金の未収債権のうち、発注者が指定する債権について回収の業務を委託する。

### （関係法令等の遵守）

第3条 受注者は、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号。以下「財務規則」という。）、この契約及び発注者が別途示す個人情報取扱特記事項又は発注者の指示するところに従い、信義を守り誠実に委託業務を履行するものとする。  
2 受注者は、受託に係る債権の回収をしようとするときは、携帯している身分を示す証票又は権限を証明する書類を示して、これを行わなければならない。

### （債務者関係情報の受け渡し）

第4条 発注者は、委託しようとする債権について、債務者の住所及び氏名、回収すべき金額等回収に必要な事項を受注者に通知するものとする。なお、発注者が受注者に通知した日をもって委託日とする。  
2 発注者は、委託後に新しい情報を入手した場合には速やかに受注者に連絡することとする。  
3 受注者は、発注者より提供を受けた資料については、善良なる管理者の注意をもって管理し、保管するものとする。

### （回収金の受け渡し）

第5条 受注者は、債務者から受託に係る貸付金を現金にて回収したときは、当該債務者に対し、領収書を交付しなければならない。ただし、当該債務者が、受注者の指定した銀行口座等に入金したときはこの限りでない。  
2 受注者は、回収金に係る情報を、一月毎に発注者と受注者が協議で定める報告書によりとりまとめ、翌月10日までに発注者に提出することとする。  
3 受注者は、回収金を、発注者の指定する金融機関の口座に翌月10日までに振り込むものとする。この場合において、当該振り込みに係る手数料が発生する場合は、受注者の負担とする。

### **(回収金の保管方法)**

第6条 受注者は、回収金を発注者の指定する金融機関の口座に振り込むまでの間、金融機関へ預金（決済用預金とする。）その他確実な方法により保管しなければならない。

### **(受託回収金払込内訳の報告)**

第7条 受注者は、回収金を発注者の指定する金融機関へ振り込んだときは、直ちに、発注者と受注者が協議で定める受託回収金払込内訳の報告書を発注者に送付しなければならない。

### **(受託回収金に係る回収状況の報告)**

第8条 受注者は、毎月発注者と受注者が協議で定める受託回収金に係る回収状況の報告書を作成し、翌月10日までに発注者に提出しなければならない。

### **(受託処理費用の徴収禁止)**

第9条 受注者は、理由のいかんを問わず、委託業務の処理に関し、その費用を債務者から徴収してはならない。

### **(委託手数料の支払)**

第10条 この契約に係る回収業務委託手数料の額は、予算に定める額を上限額とし、当該委託によって回収した額の100分の に相当する額とする。なお、一円未満の端数は、これを切り捨てる。

債務者が直接発注者に支払いをした場合も同様に、当該委託によって回収した額の100分の に相当する額とする。なお、一円未満の端数は、これを切り捨てる。

2 受注者は、発注者に対し、前項の回収業務委託手数料に消費税相当額を加えた金額（一円未満の端数はこれを切り捨てる。）を毎月回収金の受け渡し後、請求するものとし、発注者はその請求書を受理した日から30日以内に委託手数料を支払う。

### **(契約保証金)**

第11条 契約保証金は、福岡県財務規則第170条各号該当の場合は免除する。

### **(回収に係る記録の整備)**

第12条 受注者は、受託に係る貸付金の回収の経過を明らかにした帳簿を備え、常に整備しておかねばならない。

### **(委託事務処理の検査)**

第13条 発注者は、必要があると認められるときは、委託に係る回収の業務について検査することができる。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の処理に関し、調査し、又は状況報告を徴することができるものとする。

#### **(一般、第三者及び不可抗力による損害)**

第14条 発注者又は受注者は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、相手方に対し、それによって被った損害を賠償するものとする。ただし、発注者又は受注者の責めに帰することのできない事由により生じた損害については賠償責任を負わないものとする。

- 2 委託業務の履行において第三者に損害をおよぼしたときは、受注者がその損害を賠償する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び委託業務の履行に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りではない。
- 3 前項の場合その他委託業務の履行において第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその解決に当たるものとする。
- 4 事変、災害、輸送機関の事故、同盟罷業などの争議行為、法令の改廃制定、公権力による命令処分その他の不可抗力により、この契約の全部又は一部の履行遅滞や履行不能が生じた場合には、それによって生じた損害について受注者はその責を免れるものとする。

#### **(秘密の保持)**

第15条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### **(個人情報の保護)**

第16条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### **(業務の中止)**

第17条 発注者は、受注者に委託した債権について、委託を取りやめる必要が生じた場合は、受注者に対し書面にて申し出るものとする。なお、収納された金員の取扱いについては、個々の場合において、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

- 2 受注者は、個別債権について、委託を取りやめる必要が生じた場合は、発注者に対し書面にて申し出るものとする。この場合の取扱いについては第1項に準じる。

#### **(契約の期間及び解除)**

第18条 この契約の期間は、契約締結日から令和3年3月31日までとする。

- 2 発注者は、受注者が入札時の参加条件としての資格を失ったときや、財務規則、この契約の定め及び個人情報取扱特記事項又は発注者の指示に従わないときは、委託契約をいつでも解除することができるものとする。

- なお、この場合においては、発注者は損害賠償の責めを負わないものとする。
- 3 発注者が委託契約を解除しようとするときは、文書により相手方に申し出るものとする。

#### **(暴力団排除条項)**

第19条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

一 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

二 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

三 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

四 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

五 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

六 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

七 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

八 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、その事象が判明した時点までに委託手数料として支払済である金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

#### **(受託関係書類の引継)**

第20条 受注者は、委託契約の解除があった場合においては、発注者の指示に従い、委託に関する書類を発注者に引き継がなければならない。ただし、受注者は、発注者に引き継いだ後においても、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく保管義務期間である5年間は、帳簿書類を保管するものとする。

**(業務の終了)**

第21条 受注者は、委託債権について、反社会的勢力に該当していることが判明したときは、速やかに発注者に報告するものとする。

この場合において、発注者と受注者が確認のうえ、当該委託債権に係る受注者の受託は終了するものとする。

**(委託契約の変更)**

第22条 発注者又は受注者は、双方協議の上、この契約の内容を変更することができる。

**(契約外の事項)**

第23条 この契約に定めのない事項その他必要な事項については、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自その一通を所持する。

令和2年 月 日

発注者 福岡県久留米市東櫛原町1713番地  
公益財団法人福岡県教育文化奨学財団  
理事長 今村 芳晴

受注者

別記

## 個人情報取扱特記事項（案）

### （基本的事項）

- 第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- 2 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務に従事する者の範囲、責任区分等を明確にし、特定された従事者以外の者が当該個人情報にアクセスすることがないようにしなければならない。

### （秘密の保持）

- 第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

### （収集の制限）

- 第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### （安全確保の措置）

- 第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （作業場所等の特定）

- 第5 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を明確にし、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

### （持出しの禁止）

- 第6 受注者は、この契約による事務を処理するために必要がある場合を除き、個人情報が記録された資料等を作業場所又は保管場所の外へ持ち出してはならない。

### （利用及び提供の制限）

- 第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

### （複写又は複製の禁止）

- 第8 発注者は、この契約による事務を処理するため受注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。



#### **(再委託の禁止)**

第9 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う事務を自ら行うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

#### **(資料等の返還等)**

第10 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約に反することがないよう適正に管理するものとする。ただし、事務完了後発注者が当該資料等の返還、引渡しその他当該資料等の管理に係る指示をしたときは、受注者はその指示に従うものとする。なお、受注者は、債権管理回収業に関する特別措置法に基づく保管義務期間である5年間は、帳簿書類を保管するものとする。

#### **(従事者への研修)**

第11 受注者は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を研修するものとする。

#### **(事故報告)**

第12 受注者は、個人情報の漏えい等安全確保の上で問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従い、原因究明等必要な措置を講ずるものとする。

#### **(調査)**

第13 発注者は、受注者がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時実地の調査等を行うことができるものとする。

#### **(指示及び報告)**

第14 発注者は、受注者がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

#### **(運搬)**

第15 受注者は、この契約による事務を処理するため、又は当該事務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

#### **(契約解除及び損害賠償)**

第16 発注者は、受注者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求を行うことができるものとする。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団 理事長 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の財団の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

## 記

- 1 福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託契約書第19条（以下「暴力団排除条項」という。）各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※ 上記1の暴力団排除条項各号の解釈については、裏面にてご確認ください。

### 暴力団排除条例の解釈について

#### (1) 暴力団排除条項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

#### (2) 暴力団排除条項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

### <福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託契約抜粋>

#### (暴力団排除条項)

第19条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、その事象が判明した時点までに委託手数料として支払済である金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

## 入札日程表

令和2年		福岡県教育文化奨学財団奨学金等貸付金債権回収業務委託契約	
2月	15	土	
	16	日	
	17	月	
	18	火	
	19	水	公告・入札説明書の配布開始
	20	木	
	21	金	
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	
	26	水	
	27	木	
	28	金	
29	土		
3月	1	日	
	2	月	
	3	火	
	4	水	質問受付の〆切 ~11:00
	5	木	
	6	金	
	7	土	
	8	日	
	9	月	質問回答の掲示
	10	火	
	11	水	
	12	木	
	13	金	
	14	土	
	15	日	
	16	月	入札参加申請書の提出〆切 ~15:00
	17	火	入札参加確認通知書送付
	18	水	
	19	木	
20	金		
21	土		
22	日		
23	月		
24	火		
25	水	入札書提出〆切~16:00	
26	木	開札 14:00~	
27	金		
28	土		
29	日		